

## 関東大震災と保険金騒動 (14)

### —仕切り直し—

Fire Insurance Troubles after the Great Earthquake of Kantoh

田村 祐一郎\*

Yuichiro Tamura

大正13年早々清浦奎吾内閣が成立し、農商務大臣に前田利定が就任した。前田農相は火保問題に臨むに当り、前内閣の方針から転進を図り、政府はなるべく手を引いて業界の自力出捐に委ねる方向を採った。火保業界は、新内閣から「挨拶」があると思ひ、指示を待ち続けた。一方、被保険者の請求運動が再燃し、2月7日以降は激しい直接行動に出るようになり、火保問題をめぐる情勢は一変した。

キーワード：清浦奎吾内閣 前田利定農相 火災保険協会 被保険者運動

### I. 序論

大正12年12月の第47回帝国議会において火災保険法案は握り潰しの運命に遭い、12月22日に担当大臣田健治郎は辞任した。山本権兵衛首相は農相の後任に岡野敬次郎文相を兼摂せしめたが、山本内閣それ自体が「虎ノ門事件」[摂政宮暗殺未遂事件]によって12月29日に総辞職した。枢密院議長清浦奎吾<sup>1)</sup>に組閣の大命が下り、第23代清浦内閣[1924.1.7-1924.6.11]が成立した。農商務大臣には前田利定<sup>2)</sup>、大蔵大臣には勝田主計<sup>3)</sup>が就任した。陸相と海相を除く大臣11名のうち7名が貴族院、うち3名が研究会の所属という変則的な内閣であった。前田農相と勝田蔵相はともに貴族院研究会所属であり、清浦自身も研究会の指導的立場にいた。こうして「火災保険金問題」は清浦内閣の下で仕切り直しを迎えた。新内閣における火保問題の見通しを『東京日日(市内版)』[13.1.8]が観測してみせた。

「内閣としては火保問題に対する言質は一応責任解除された訳で清浦内閣は白紙を以て臨み得べく前田新農相もよく考慮したる上に態度を定める旨をもらしているが場合によっては内閣の生命にも関する重要問題であるから無論新内閣としても一農商務省の問題として考慮するに止どまらず内閣の重要政策として充分に考究の上態度を決することとなるであらうしかして新内閣として何等の行きがかりはないにしても政治道徳の上より罹災被保険者の困窮の状態を察し

\*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1

また前内閣の言明に関しても火保問題をこのままに放任し置く訳には行かない。

回りくどい文章であるが、火保問題の前途は大正13年1月段階では予想し難かった。実際、同年3月上旬の一応の解決に至るまで事態は紆余曲折を経た。本稿と次稿では、大正13年3月までの火保問題の経過を見る。差当り本稿では、1月早々から2月上旬までの経過を辿る。

以下の引用文中、◇は判読不能の箇所を指し、傍点は特に断らない限り引用者による。〔 〕内は筆者による補足である。句読点や仮名遣いはでき得る限り原文に忠実であるように勉めた。

## II. 清浦内閣と火保問題

### 1. 内閣と火保問題

政治史における清浦内閣の評価は筆者には難しいが、一方、火保問題を処理した点では保険史上に…功罪いずれにも帰し難いが…足跡を残したとは言えそうである。では、内閣はいかなる方法を用いて問題を解決したのか。元来、大正12年末の臨時議会で清浦を含む貴族院研究会は、田農相の火保貸付法案に難色を示し<sup>4)</sup>、勝田蔵相に至っては12月17日の貴族院本会議で「火保援助に代る策は無いのか[と]無遠慮な攻撃」をしたほどであった[『読売』12.12.18]。皮肉なことに、彼らは内閣を組織した以上、かつて反対した重大問題に取り組みざるを得なくなった。

新内閣の成立当初から清浦首相は火保問題の解決を視野に入れていたのであろう。1月10日に清浦首相は実業組合連合会の阿部吾市副会長に次のように語った。

「今政府の対案を示すまでには立至っていないが同問題については是非とも円満なる解決をし度い積りで折角攻究中である、大体の方針はこれまでのやうに先づ民間会社と直接交渉はしない積りである[が]単り保険契約者ばかりでなく一般救済の意味において解決すべきものである又政府が1億8千万円出すことは已むを得ぬことと思ふ」。

阿部吾市は、政府が火保問題に冷淡でないことを知ったので、「民間側として対策を決定するとともに政府のこの冷淡でない態度を一層声援し以て同問題解決の促進を期する」と決意を固めた[『大阪朝日』13.1.11]。

世論も火保問題の解決を期待した。というより、前内閣の残した懸案事項…選挙法改正、義務教育延長、対露関係など…のうち、清浦内閣に解決できるのは復興問題と火保問題と見られていた。『大阪毎日』[13.1.08]のトップ記事「清浦内閣の政策」は、「元老が清浦子[爵]を此難局に際して推した所以は一、御成婚前後の政局を混乱せしめざることに、一、総選挙に当り選挙の公平を期することの二点」に存し、一方、重要問題の解決は期待し得ないが、「唯だ帝都復興と火保問題は…兎も角も何等の障害もなく遂行するを得べき状態にある」と指摘した。

新内閣は火保問題について議会で提案し協賛を得るとの手順を考えていた筈である。もし、事態がその方向に進んでいたとしたら、内閣の反対勢力はいかなる態度をとったのであろうか。ところが、豈囃らんや、清浦首相は議会を解散するという挙に出た。

清浦内閣の成立は政友会に波紋を惹き起し遂には同党の分裂騒ぎを引き起した。同党所属代議

士の半数強[148名]が脱党して「政友本党」を名乗り与党となった。これに対して残留組[129名]は巻き返しに出た。政友会総裁高橋是清、憲政会総裁加藤高明、革新倶楽部犬養毅が護憲の名の下に「護憲三派」を結成し組織的な倒閣運動に出たのである。これに対抗して組閣一ヵ月後に清浦首相は議会を解散し総選挙に打って出た。解散日は大正13年1月31日であったが、関東大震災の被災のため選挙人名簿の作成に時間を要し、投票日は5月10日にずれ込んだ。これは本来の任期満了予定日であったから、事実上の任期満了選挙となった。結果は護憲三派の圧勝に終り、憲政会、立憲政友会、革新倶楽部の三党合計で281議席を占めた。清浦内閣の与党、政友本党は大幅に議席を減らした。清浦内閣は大正13年6月7日総辞職し、5ヶ月の短命に終わった<sup>5)</sup>。

このような事情であったから、火保問題解決を立法措置によるとすれば、選挙の帰趨が決まる5月まで議会へ法案を提出できない。その間、被保険者団体の動向を含めて事態がいかにか推移するか予断を許さない。5月以前の早い時期の解決を志向すれば、立法以外の方法を考慮する必要が生じる。解散は火保問題とは無関係であったが、解決には重大な影響を与えた。

## 2. 前田農相と農商務省

### 火保問題シフト

火保問題に対する新内閣の布陣は、農相に前田利定を戴き、次官に前内閣の商務局長鶴見左吉雄[任期13.1.9-13.6.11]が榮進し、商務局長には前畜産局長の松村真一郎<sup>6)</sup>[同13.1.9-14.3.31]が就き、保険課長中松真卿は留任した。鶴見新次官は、田と共に辞職すると見られていたから、次官昇進にはあまりよい印象は抱かれなかった<sup>7)</sup>。反面、新内閣の火保問題に対する姿勢を示すものとも観測された。

前田農相は田前農相の火保法案に批判的であったが、担当大臣へ就任した以上、解決の方向を提示しなければならない。『大阪朝日』[13.1.8]に対して、「只今前大臣から所管事務の引継を了したばかりであるのみならず…引継を受けた一覧書類によって実務を考査した上でなければ政策方針に就て何事も語るを得ない…相当異論の存する複雑至難の事項であるのでよく研究し尽さねば通常議会に提出するや否やも考ふることが出来ない」と歯切れの悪い発言をしている。今から調査研究して解決策を考るといっているのであるから、方針は未定であった。実際、1月9日の閣議では未だ火保問題の協議に至らなかった〔『大阪毎日』13.1.10〕。ちなみに『大阪朝日』[13.1.10]に載っている「某閣僚談」は前田農相の発言であろう。次のように語っている。

「政府としては被保険者を見殺しにする訳には行かない…政府も何とか円満な解決をしたいと苦心しているので此事実で政府が保険問題を打切る意志のないことは察知出来るであろう。

1月11日午後1時半、農相官邸に鶴見次官、松村商務局長、中松保険課長等を招集し午後5時まで「火災保険問題の…善後策に関し協議」した。農相は「此の問題は決して軽々に取扱ふ可きものにあらず又今日となりては其の解決に一日を争ふ必要なきものであるから従来諸方面に於て主張された各意見を参酌して新規時直ちに立案するに決し其の調査を当局に命令した」。問題の重要

性に鑑み「気長に研究して見たい」ので14日の閣議にも報告しない積りであった〔『国民』13.01.12〕。『読売』[13.1.12]によると、協議会終了後に農相は再び「年を越した今日寧ろ拙速よりも巧拙を尚ぶ時機で…今日のところ全く白紙同様」と答え、「前農相の火保案は可成り無理をした個所が少くない」と感想を述べた。すなわち、①政府からの借入資金を簿外債務として処理させる点、②多額の債務を負わせるに拘らず株主配当を認める点、そして③利害の異なる数十社をして「強いて同一歩調を執らしめ様とした」点を問題として指摘した。「当事の火保案としては兎も角最早や今日では許されない変則案と云うの外は無い夫れ故自分の完成せんと欲して居る火保解決案に就ては少くとも前記無理な箇所を控除した最も自然的なものとなしと希望した。解決に要する資金は、現内閣の方針として「凡て前内閣の予算を踏襲することとなって居るから無論1億8千万円を限度とし増減はしない積りである」と明言した。

#### 選択肢

農商務省の協議会には、関西案、五分補給案、原案修正案、改正関西案、政友会案、全額を一般罹災民救済に充当する案、および打ち切り案の七案が「俎上に」のぼった。序でに言うと、田農相の時には大臣のリーダーシップが強すぎたのか次官以下の発言はあたかも大臣の口バクの感があったが、前田農相就任後は省内で議論が交わされたことが新聞記事の端々からも伺われる<sup>8)</sup>。

さて、「五分補給案」では、「1億8千万円の半額即ち1割出捐の5分に相当するものを無償で政府は保険会社に与へ保険会社は更に各社の自力で1割乃至5分を出来得る限り出捐し、政府は残り5分の資金で一般罹災者に社会政策を加味した貸付を行う」。つまり、9000万円を貸すので自力出捐して10%を支出せよ、残りの9000万円は別途罹災者援助に使う。これはかつて衆議院保険委員会で提案され、のち岡野案として前田農相に引き継がれた。これに対して田農相は「会社自己負担となる5分以内の出捐に当り各社の出捐程度区々としてその協調を破ることになる、会社自己負担額が各社異なる結果被保険者に対し差別的出捐をなすことになる」との理由で反対し、臨時議会では「闇から闇に葬られた」。しかし、前田農相には惹かれるところがあったらしい。

一方、政府内では関西案の「気受けがよい」といわれた。これは「社団法人案」と称されたように、個別会社とは別個に設立された社団法人が政府から借りて見舞金を支払う案であった。かつて臨時議会で田農相案に浴びせられた批判点、「社会政策的意味が含まれていないことおよび無保険者を閑却したことを」「程度まで緩和し得らる」とのメリットが評価された。「政府の火保代案は関西案を骨子として組成せらるべき模様」と『大阪毎日』[13.01.13]は観測した。

関西案に政友会が強調した「社会政策的意味を加味」と見られた。契約者全員へ一律1割の支払でなく、保険金額1万円以上の被保険者に対しては1割、5千円以上1万円までは1割2分、5千円以下は1割5分という割合で支払うというものである〔『大阪朝日』13.1.11〕。

こう書くと、あたかも政府内で着々と検討が進み解決案が絞られたように見える。しかし、『国民』[13.1.14]によると、様相はまるで異なる。すなわち、問題の「解決は前田農相の手腕に期待

せらるる処非常に多いものがあるが其の実際は前田農相に何等の方針なく従って清浦内閣によって火保問題の解決は殆ど望むことが出来ない」。省内協議会で就任後初めて農相として意思表示したが「其際農相の提示した新建築なるものは」以下の四点であった。「(1) 会社各々其の能力に応じて4分なり5分なりの支払を為し其の1割に足らざる分を政府に於て援助する、(2) 商法の除外例を認めない、(3) 被保険者への支払は社会政策的の意味を以て保険金の額によって少ないものに厚くする、(4) 被保険者を救済すると同時に一般罹災者にも資金を与へ只前者には幾分厚くする、然し之は火保問題とは別個のものとして考へる」。

この案は先の五部補給案に近く、「田農相時代に研究し尽され」ていた。岡野農相はこの方針で会社側の意見を徴したが、東京側の諒解を得られなかった。いずれにせよこの案では業界の同意が得られず、大蔵省の説得も難しい。『国民』は「政府は真面目に火保解決の意思なく最近火保問題に対する世論が多少緩和されて居るので政府としては出来るだけこの問題に手を触れず議会に対しても出来るだけ審議に名を借りて提案を延期し徐ろに世論の推移に委そうと云ふ方針ではないか一部の間では斯様な観測なども行はれて居る」とみた。

『読売』[13.1.15]によれば、現内閣では「未だ根本方針すら確定しない有様」で、「農商務省内には極端に前途を悲観して居る者が多」い。採り得る方策に三案があり、①「全社に同一歩調を強制せず自力に応じて支援させる案、②「前内閣以来の行掛り情実を一切超越し単純なる帝都復興施設として立案せんとする案」、③「何処迄も内閣案を骨子として不合理な点だけを改正して解決するの外はないとする案」。これらを前に「鶴見次官等も全く取捨に困り果て五里霧中に彷徨しつつある」。『萬朝報』[13.1.16 夕刊]もまた、農商務省は連日協議を続けているが「現在全く迷宮に入った観がある」と見た。「対案に窮せる農商務省では」問題解決の新方針として、火災保険と1億8千万円を切り離し、「後者を純然たる社会政策の問題として震災地に対し一様に低資を以て貸付けんとする案を樹て考究していた」。『読売』のいう第二案であるが、「当局」は次のごとく語ったという。

「見舞金1割支払は保険約款を離れての事であつて、保険問題として取扱ふことは不当である、政府に於ても此のことは本問題の当初から気の注いで居る事であるが、世論に引摺られ保険問題としてあくまで解決せんと努めて来た次第であるが、既に今日に於ては保険問題としての解決策は皆無である、一割支払を[見舞金の形で]当業者の手を通じて民間に渡さうとするから窮するので大所高所に立って1億8千万円を罹災民に分配し、経済復旧を促進するといふ見地よりすれば何等困難な事態も生ぜず、本問題も容易に解決し得る訳で、当局としては今後世論が何時までも保険問題に膠着せず、寧ろ如上の方針に付厳正なる批判を望む次第である」。

この案も「農商務省並に司法省法制局において既に前内閣当時相当有力な議論として存在して居た」のであり、現に商務局長松村真一郎は最も有力な主張者であった。それにしても震災直後にこのことに気付いて明確に罹災被保険者に説明し、その上で何らかの善後措置を採ってれば、この騒ぎは起きなかった。この記事は最後に述べている。「ただ当局の最も憂慮して居るのは世論

が果して政府の此新方針を容認するや否やの点に在る」。被保険者の納得と同意を得なければ問題は解決し得ない状況に立ち至っていたのである。

### 方向転換

農商務省には厭戦気分でも浮んだのであろうか。1月20日過ぎになるとその種の記事が出る。

『東京日日』[13.01.20]は「熱が冷めた火保見舞支払・当局も匙を投げそう」と題している。

「最近会社側及一般罹災被保険者がこの問題に対して頗る冷淡なる態度を持しているに鑑み当局も折角の意気組がやや鈍先の鈍った観があるのであるが当局の腰の強弱をあたって見ると農商務当局は『要するに保険の問題について農商務省が余り立入るのは考へものである、問題は保険会社と被保険者の契約事項に関係していることであるから契約の当事者を除外して政府が差し出がましい行動を執るべきではあるまい』といふにあり結局被保険者も一割の見舞金提供を渴望し、保険会社も亦一割の犠牲提供を最善なりと認め両者の意思がピッタリと合って政府に資金の貸付を要望する場合において始めて政府の態度を決定し対策を講ずるを以て足れりとなすもので農商務省としては無論相当の対案を作り絶えず案を練っているがしかし当業者の態度が昨今の如く政府の援助を欲するが如く欲せざるが如き曖昧のものであれば無論対案を実行することなくつひに援助せぬ旨を声明するに至るであらう」。

こうした認識に至った理由が書かれている。

「問題の根本において少なからざる無理が存在しているからそれだけ当事者の白熱しない場合に政府が高圧的に種々の方法を講ずるのを喜ばぬのであつて時の経過はすべて冷静に物事を見る余裕を与へ昨年9月頃と現在とは火保問題に対する輿論も余程変つて来ている何事も冷静に無理のない方策を講じたいといふ論が次第に高潮して来たから、今後罹災被保険者及保険会社等の当事者が熱心に本問題の解決を希望し、適當なる運動を起すことのない限り、政府は進んで援助の方法を執るが如き冒険は敢てしないやうに観測される」。

農商務省は、会社と被保険者の間に入って問題解決を計るという立場を放棄した。『萬朝報』[13.1.22]は「火保見舞金を放棄しその代り再保険官營と罹災者へ低利建築資金」という方針へ代りつつあると述べた。

「1割の見舞金支払は当業者の意向並に議会の空気を見るに、到底実行は不可能の状況にあるを以て、全然此の1割支払法案を放棄し、改めてバラック保険の再保険官營を実現する一方、内務省においては一般罹災者の建築資金融通、大蔵省においては商工資金の融通を執行することに決定、依つて保険代は絶対に提出せぬことになった」。

『東京日日』[13.1.23]も「火保問題の解決[に]政府は自ら手を出さぬ」ことが農商務当局の意向であると報じた。政府による問題の認識が相当に変わつて来たことがうかがえる。

「火保問題については政府はなるべくその渦中に入るを避けこれが解決案についても今期議会に提案するや否やも未だ方針が決定していないが農商務当局は被保険者に対しては何事も冷静

ならしめ地震約款を有効であると認むるは勿論従って地震に基づく保険金の支払ひを請求するは無法であるといふ解釈を持している」。

2月6日、かつて東西元受火災保険会社の連署をもって政府に提出された1億8千万円の「借入金請願書」を、政府は農商務省を経由して返還することにした。その理由は、「右請願書は前内閣に提出したもので現内閣は何等之れに対する引継を受けて居らないから今日尚受理し置くべき性質のものでない」というのであった[『東京朝日』13.2.7]。ここに、前内閣との間に協定されていた火保問題処理の筋道は、立ち消えとなったのである。

### 3. 火保業界

#### 新体制

12月24日に各務鎌吉が連合協会長の辞表を提出し、東京海上による単独1割支払の動きが明らかになり、火保業界は混乱に陥った。12月26日の火保問題善後協議会は流会となり[『読売』12.12.27]、27日に改めて開催された。各務の辞意が固く辞任を一応承認するが、「会長の位置は空位として置くこと」、12社を「特別委員会社に指定し委員長は追って互選すること」、そして「会長空位の間連合協会の代表者は現副会長たるノールウチュオン社のプラット氏を以てすること」が合意された。こうして集団指導体制が出来あがり、「会社側の態度は兎も角再び協調一致して政府が通常議会に提出すべき代案の作成を待ち是を討議することとし」た[『大阪毎日』『読売』12.12.28]。なお、東京海上の単独支払は延期され、他の会社は愁眉をひらいた。

#### 「先方から挨拶がある筈」

新内閣を迎えて火保業界はどう対応したか。1月8日、火保協会特別委員会が新年最初の会合を開いた。この日は座長の長松篤斐男[爵]の病欠もあり、意見交換に終わった。そして「火保会社大体の意見は…前田新農相から何分の挨拶のあることを期待しそれまでは進んで運動を起すことはないやうである、併し農商務側が何時までも抛って置けば長松男から督促することになるであらう」というのであった[『大阪毎日』13.1.9]。火保業界側は大臣の方から「挨拶」があると思っていた。挨拶がなければ挨拶を督促する構えであった。

一週間後、農商務当局が解決案の選択に悩んでいるときにも火保業界はのんびりと構えていた。「当局の態度がいつれとも決定せず又急速の決定を厭忌する状態なれば火保業者も幾分拍子抜けの態である」[『大阪毎日』13.1.14]。『読売』[13.1.20]によると、「火災保険問題に対する現政府の態度は兎角鮮明を欠き徒に問題の解決を遅滞せしめていたが最近政局の変化は議会解散を免れざる情勢となったので同問題は愈々迷宮に入らんとしている」。火保協会は特別委員会を開く段取りでいたが、一方、「如上の如き政府の煮え切らぬ態度及び世人の冷静なるを幸として早くも一部に於ては此際1割支払案の自然消滅を説くものもある」。とはいえ、一度は犠牲提供を言った手前、実行すべきとの意見もあり、なお混乱が続くことが予想された。

『東京日日』[13.1.24]は政府と火保協会についていみじくも述べている。「火保問題の現状は政府も火保側もどちらも先方から何とか云って来るであらうと、双方とも進んで手をつけることを好まないやうであるから、之れでは到底解決を見ることは困難である」。そして農商務省の最近の態度に対する火保側の観測を記している。

- 「一、農商務省は前内閣の積極的態度を止めて、受動的となり万一の失敗した場合に対する政府の責任を幾分でも軽くせんとの卑劣な下心から出でたものである、即ち訴訟に対する支払準備金の問題を持ち出したのはこれによって被保険者を煽動し一方火保側の致命的欠点を暴露して火保会社を威嚇し、火保側をして進んで政府に援助を乞はしめんとする政略に過ぎない
- 二、議会解散後政府は世間に向って選挙後の臨時議会において解決するか、或は火保会社の不誠意に罪をかぶせて貸付中止、即ち打ち切りか、いずれかの声明を出すであらう
- 三、之れまでの政府との交渉経過によれば、政府から火保側に何等かの挨拶のあることが順序なるも、政府の意向か今日の如くなれば火保側の特別委員会を開く必要があるが、しかし容易に対案は出来ない、即ち政府が一般罹災者の救済をなす意向のあることを声明しているから、火保側の態度は自然昨年とは異った立場から対案を決定しなければならないからである。」

#### 支払準備金問題

農商務省の問題解決の方針と火保業界への態度の変化を物語るのは、訴訟に対する支払準備金問題であろう。最初に報道したのは『読売』[13.1.23]である。この問題が政府の姿勢の変化に絡めて説明された。

「前田農相は本問題は全然会社の徳義心発露と被保険者の冷静なる判断に委し其間に処して政府は公正なる第三者的の調停に應ずる以外一切積極的解決案は提示しないといふ方針に決定したと云ふ勿論会社と被保険者相互の諒解に依って政府に資金の援助を申出でたる場合之を相当と認めた額に限って出捐に應ずるも商法除外規程又は其他の特別法の制定を要する如き巨額の貸出には絶対に応ぜない火保問題は何処迄も火保会社の文言内に於て解決し一般罹災民の救助及帝都復興促進策としては約1億円の資金を以て別に商工資金又は住宅資金を融通することに決定したといふ」。

ところが、政府が消極的方針を確定すると、「会社側では一旦約束した犠牲提供を自然取消す様なことはないかとの危惧」が生じるが、それに対して松村商務局長は次のように述べた。

「万一会社が右の如き卑劣な態度に出る様なことがあれば被保険者は結束して訴訟を提起すべく若し訴訟提起の場合は裁判の審理中火保会社は現行保険業法の規定に依り保険全額の約18億円を保証金として納付しなければならぬこととなり延いて破産の止むを得ぬ事となるから万々斯くの如きことはあるまい」。

これは一種の恫喝であり、会社側に見舞金支払を促す意図を込めていた。つまり、会社側が犠牲提供の約束を守り、「円満なる解決」を志向するときには、「政府として相当の方策を講ずるの



が至当である」から、まず自分たちで考えよ、グズグズしていると被保険者が一斉に訴えを起し、その支払準備金に窮する、というのである。しかし、会社側は政府の足許を見透かしていた。『大阪毎日』[13.01.25]が記している。

「火保側に対する政府の威嚇策であると見られた訴訟に対する支払準備金の問題は農商務省々令保険業法施行規則の第23条によるもので、第1項の払戻金又は保険契約による配当金と共に3項の規定即ち『保険金額払戻金又は保険契約による配当金に関して訴訟中のものある時はその金額』に依って是等は支払準備金と称し損益決算書には負債として計上しなければならぬものである、即ち震災による会社破産猶予令の有効期間後において右の省令が復活し一方訴訟続出するにおいては、この訴訟に対する保険金額を負債として計上しなければならぬから、斯くなれば現存の火保会社は全部破産の危険に陥るのである、併し火保側はこれに対しても政府が更迭すれば省令の改廃は自由であり、又被保険者も会社が破産しては結局損になるから、会社の破産を目的とするやうな訴訟を提起することはあるまいと樂觀している」

#### 1月25日 火保協会特別委員と農相の会見

1月25日午後1時、長松東京火災社長と金光康夫新日本火災社長の二名は貴族院に前田農相を訪問し、「問題の解決に関しては一に政府の指示成案を待つて居るものであって速[か]に何分の御措置を仰ぎたい前内閣当時懇願した意思は其後も変更して居ないのであるから若し成案が出来て居れば御内示を仰ぎたい」と陳情した。これに対し農相は答えた。

「現に当局に於て審議を重ねて居り等閑に附して居る訳ではない当事者に於て誠意解決を希望すならば政府に於ても旧案に比しもっと広く考慮を加へて何分の措置を執るに吝かでない成案の纏まるも近きにあらうから此の際御諮りをする」『大阪朝日』13.01.26。

禅問答のようであるが、『読売』[13.1.26]が「責任を政府に嫁する会社側の狡い態度」と題して解説している。

「長松金光の両特別委員と前田農相との会見顛末より推せば政府は其後も成案に就いて熱心に研究調査を進めつつあると称するも其実は会社側の誠意に基く合理的の対案を要求しているのである然るに会社側は政府が対案を作成して内示すればその対案を討議決定すればよいという態度を執り全然会社側に於て為すべきことを政府に転嫁している有様である否会社側は現政府が政治的事情より何事も為し能はざるを看取し且つ議会解散等の政局の変動を見越して当然会社側が為さざるべからざる積極的対策を講ずることなく尚前田農相より誠意の対案作成を慫慂され乍ら当日の委員会は何等纏ったる協議を為すことなく更に延会するが如きは全く誠意の無き遣り方である」。

業界側は農相から「何等かのヒントを得アワ宣くば相当の言質を執って責任の一部を政府に転嫁せんとすの計画」であったが、それには失敗した。そこで、金光庸夫は農相との会見後「此際政府に於て実行策を提示しない以上協会側に於て更に協議を継続するも到底農相の言うが如き解決

策を得ることは不可能である」と言明し、一種の開き直りを見せた [『読売』13.1.26]。協会側の強かな態度は次の措置にも表れていた。1月28日に、12社の代表は火保協会特別委員会を開いたが、さらに6社からなる小委員会を設け、政府と交渉することにした。そして火保側には「代案はない」と主張した [『大阪毎日』13.01.29]。

「火保側の主張する処に依ると1割支払ひを前提として政府の援助なしには実施出来ないに拘らず政府の態度は調査するといふのみで甚だ不明確であるから火保側で、代案を作製することは困難である、若し政府が1割貸出中止即ち出捐打ち切りと決定すれば火保側としては自力で出来得る限りの見舞金を支出するや否やの問題即ち第二段に入る訳で結局茲へ落付くのではあるまいかと火保側は観測して居る（東京電話）」。

小委員会設置について『大阪朝日』[13.1.29]は、これは被保険者に対する「申訳の会合」でその裏面には保険会社側の多くは「莊苒政府の態度が煮切らぬ」ことを理由になるべく支払を延期しまたは全然支払をせずに「有耶無耶に葬ると云ふ意思がある」と解説した。『読売』[13.1.29]も政府の態度が煮え切らないのを「奇貨として」尚も問題を遷延させることになったと断じた。

#### 火保批判

こうした情勢から火保業界への批判が高まった。『大阪朝日』[13.1.31]は「火災保険の無誠意・専ら他力主義」と題して、火保会社が相変わらず高率の株主配当を実施していると報じた。

「保険会社がそのいふが如く今日も依然偏に問題の解決を望んでいるものとすれば最近各保険会社はその営業収益を殆ど株主の配当に充当しその事業の公共的素質なるものを考慮せず比較的高率の配当をなして会社の留保資産を希薄ならしめ震災に伴ふ罹災被保険者の出捐問題の解決に関してはその会社勘定に於て負担の多きを免れんとするのみならず動もすれば政府の貸付援助に依ってのみこれを実行し然もその償還手段は保険料率の引揚げに依り将来の保険収益の一部をこれに充用せんとする即ち将来の保険加入者に転嫁せんとするものであって会社自ら唱ふる所謂犠牲の提供する要素は毫も発見することを得ぬこととなり火災保険会社の無誠意を遺憾なく暴露せるものである」。

「内地の火災保険会社は過般の震災見舞支払金に対し政府の態度不明を口実とし今日迄何等被保険者に対する具体的方法を講げないのみならず政府よりの援助なく会社自体としての責任積立金のみにては僅かに保険金額の2,3厘を支払ひ得らるるのみで若し支払ふとすれば飽く迄政府の援助に依らねばならぬと称して居るが、震災後第1回の会社の決算に依る株主配当金の模様を見ると何れも前期同様又は僅かに1,2分減位の配当を総会に於て決議して居る」。

実際の配当率は10%から16%であった。一方、『大阪毎日』[13.01.31]は「火保事業改善の議」と題して、「火保問題以来兎角会社側の世評宜しからざるに鑑み火保会社の従来の遣り口を改善せんとするの意見が一部に台頭して来た」として、火保会社の投資を論じている。そして「この巨額の資金の如きは銀行又は個人の為に運用され欧米の保険会社の如く公益の事は毫も顧られていな

い」と批判を加えた。

火保会社が罹災被保険者に冷淡な態度を取る一方、高率の株主配当を実施し、またその保険投資には「公益」性がまるで見られないと批判された。火保問題の背景に、当時、火保会社の評判がかなり悪かったことがあった。

## 2月上旬

その後も政府の方針と火保会社の消極的な姿勢に変化はなかった。新聞の見出しを追っても、そのことが分かる。

『東京日日』13.1.27「旧案に囚われず適当に解決したい・農商務省の火保対策」

『萬朝報』13.1.29 夕刊「火保問題解決難・本日の農相火保委員会会見が観物」

『読売』13.1.29「火保側は飽迄一割支払案で行く・新規対案を出さぬ」

『大阪毎日』13.1.29「会社側には代案無し・結局自力の支払ひか」

『大阪朝日』13.1.31「火災保険の無誠意・専ら他力主義」

『東京朝日』13.2.2「解散後の火保問題・監督行政を運用して会社の自力解決誘導」

『東京日日』13.2.3「未経過保険料と涙金で解決希望」

火保援助として1億8千万円の支出は、議会の協賛を得られそうにない。出来る限り火保援助を控えて一般罹災者救済のために建築・商工資金援助に金を回そうとした。一方、業界側も、横目で見舞金支払の自然消滅を睨みながら問題の引き伸ばしを計り、あわよくば政府に全面的に下駄を預けようとした。政府は火保を遠ざけようとし、火保は政府に身を寄せようとした。こうして2月2日商務局会議において政府案が固まった[『大阪朝日』13.2.4]。

「農商務省商務局では慎重審議の結果事態の対象たる保険会社罹災被保険者及び世論が現在の情勢を支持するものとすれば政府がその渦中に入るべき性質のものではないといふ純理的立場に帰り対案を積極的に提出せぬことに確定し別に監督行政の権限を運用して保険会社に対し支払能力のあるものは1割を出捐せしめその能力無きものは未経過保険料その他に依って出来る限りをその任意に依って出捐せしむべくその自力解決を誘導懲慝することに依り解決することに議決したその理由とするところはこの問題を財政的法理的に種々審議したが合理性を認むべき適当の出捐案を見出し得ないのみならず斯くの如きは政府の干渉すべき性質のものでないから名案の出ぬ限りは政府は提案を見合すを妥当とする若し強て求むるとせば其趣旨の経済復興にあるに鑑み罹災者に対し経済復旧復興の助長施設を実行するが宜い」。

一方、会社側の姿勢も固まりつつあった。未経過保険料の払戻し案では不十分なのでせめて一年分の保険料を返還するというのである[『大阪朝日』13.2.6]。

「火保会社が未経過保険料の払戻を以て火保問題の自力解決に努めつつある事は既報の如くであるが其後未経過保険料払戻では世間体として会社側の所謂犠牲が過小である事と被保険者間

の不公平が更に問題を紛糾させるといふ二点から会社側内部でも最大限一個年分の保険料を契約の期限如何に拘らず平等に返還せん事を唱へる者も多く或は此方法で問題の解決の燭光が見られるのでは無いかとも思はれる…兎に角会社側では此議会解散の機会を取逃がしてはといふ懸念から会社側だけの解決策は遠からざる内に講ぜられるであらう。

以上の状況を『東京日日』[13.2.7]がまとめている。それによれば、「前内閣以来の懸案であった火保問題の解決対策については現内閣は…次第に本問題に対し冷淡となり貸付法案については全然白紙にかへり新たに相当の対案を作成する方針を以て商務局において立案中であつた」。ところで、田農相の一割出捐に対する貸付法案には欠点があつた。すなわち、会社に過重の負担をさせて数十年の長きに亘り債務を負はせることは根本的に不可であること、国家が震災地の罹災被保険者のみを救済するために巨額の資金を貸付け、しかも年2分という無利子同様の低利にして巨額の損失を負担することは不合理であること、政府が出捐資金を貸付けるために法理上矛盾した方法を執ることは不可であること。そこで「この際政府として冷静に考慮すれば」前内閣の貸付法案に現内閣が拘るべきでないから、商務局は以下の点を考慮した。

- ①罹災被保険者には保険会社が負担し得る程度において任意に見舞金を提供する。
- ②政府は一般の罹災者を救済する意味で特に生産業者に対する救済策を講ずる。
- ③以上の二点を行うについてはなるべく合理的ならしむる。

これらの諸点を考慮して「大体商務局の成案を得た」。そこで2月6日富士見町農相官邸に前田農相、鶴見次官、松村商務局長を初め各局長、官房各課長及び中松保険課長等が参集して商務局案を議題として協議した。「問題が問題だけに各局課長に意見が多く遂に6時半迄激論の結果商務局案に多少の修正を施すこととなり更に商務局は局課長の意見を参照して修正案を作成することにした」。その結果できあがった対案は以下のものであつた。農商務省案がまともれば閣議にはかり、保険会社側に政府の意思として通牒すると同時に天下に声明することになる。

- 「一、火保一割出捐に対しては保険会社側及び罹災被保険者側の今日までの態度に鑑み政府は進んで援助せざる意思なること
- 二、しかして保険会社はその負担能力を考慮して業務を危くせざる程度において各自相当の見舞金を罹災被保険者に提供すること
- 三、政府は官営火災再保険業を営み震災地域において保険料率騰貴のため被る被保険者の負担の一部を負担し震災地域の被保険者に便益を与ふること…
- 四、一般罹災者を救済する第二の手段として商工業資金を提供し商工業の設備流通資本に供し商工業の復興を期すること
- 五、将来本建築をなすものに対しても政府は相当資金を供給すること」

### Ⅲ. 被保険者運動

#### 1. 大正13年1月の被保険者

新内閣発足後、被保険者の火保金請求運動は影を潜めていた。活動していたのは東京商業会議所、日本工業倶楽部、実業組合連合会など経済団体だけであった。1月中旬に澁澤榮一を初め阿部吾市等の役員が前田農相に会って事態の解決へ向けて努力するように要請した〔『読売』13.1.13〕。一方、被保険者の中には提訴するものが続いていた。例えば本所、深川工業復興会が総会において「会員中の罹災被保険者を一括して、各契約保険会社を相手取って訴訟を起す事に決定し、目下加盟被保険者の訴訟状を取り纏め中」であった。この会には大口契約者が多く、「流石は帝都の生産地帯だけに莫大な額に達し、金額請求訴訟のレコードを破る」と見られた〔『萬朝報』13.2.1夕刊〕。

契約者が動き始めたのは2月1日であった。この日午後1時神田区役所に「火保請求各区連合会」の各区理事が参集し運動方針を決めた。これを伝えた記事〔『国民』13.2.3夕刊〕は冒頭で、罹災契約者の声を代弁していたが、この頃では、火保業界と政府に愛想をつかした被保険者は、むしろ訴訟を考えていた。

「焼跡のバラックに寒風に悩まされて泣く300万の東京市民が焦眉の急とする帝都復興計画や火保問題の解決等幾多の重要問題に就ては何等の顧慮する所なく清浦特権内閣は只600の貴族の利権擁護の為にのみ遂に帝国議會を解散して了つたそして帝都復興計画や火保問題等の解決は当分現状の儘に放任せられる事となつたが過般来政府に縋り政府の援助の下に火災保険金の支払を幾分なりとも受けんと種々運動中であつた火災保険金請求各区連合会では昨今の政情と罹災市民の窮状に何等注意をする所なき政府の不信極まる態度に愛想をつかし此上は被保険者各自の力で契約会社に迫り保険金の支払義務を実行せしめねばならぬとあつて愈々大運動を起す事とな〔つた〕」。

第一に訴訟の提起、第二に、2月7日に工業倶楽部において被保険者大会を開催することであつた。前者について次のように書かれている。

「地震約款によれば地震による直接間接の火災には保険金は支払はぬ事になって居るが9月1日の大震火当時には独り地震に原因した火災のみならず全然過失の火災及び放火等も随分あつて之等は当然支払を受ける権利を有して居るのであるから今後は法律上得られた当然の権利から過失及び放火等の火災に基因する地震によらざる火災に対しては其の証拠を明かにし連合会に所属する数十名の弁護士が無料で被保険者の為に夫々各会社を相手取って保険金請求の民事訴訟を起し法廷で其の勝敗を争ふと云ふ事になつた」。

注目すべきことに、訴訟に対する支払準備金の積立を戦術として使うことが強調されている。

「尚此の民事訴訟に会社側が応訴せんとする場合には補償金の積立を要するので之等の訴訟はなるべく一齐に起し物質的にも会社側の不誠意を懲す必要があるので来る7日工業倶楽部に被保険者大会を開催し充分打合せしたる上連合会に加入する約5千の被保険者が足並揃へて一齐

に訴訟を起す事となる筈である」

2月7日付『萬朝報』は「火保運動再燃けふ京浜市民大会」という記事で、当時の被保険者の声を代弁している。

「震災後猛然と起った火災保険請求の叫びは、政府の一割支払説に不満ながらも、年の瀬だからまア我慢しようと罹災被保険者の熱が冷かかった時、臨時議会で政友派の僻見から火保解決案は握り潰され、続いて起った政変政争に禍されて未解決の儘政府も保険会社も互に無責任な交渉を繰返しているのに業をにやしている火災保険金請求各区連合会及び各町総代会は、7日午後1時から丸の内工業倶楽部に京浜市民大会を催し協議決議をして政府当局者並に火保会社に対し再び積極的運動に出づる事になったから既報の本所深川工業復興会の団結訴訟と相待って火保問題は再び白熱化しいよいよ看過する事の出来ない社会問題となる形勢である」。

## 2. 2月7日

大正13年2月7日に火保金騒動の一大転機を迎えた。月末にかけて続く一連の被保険者の直接行動はこの日に始まった。日本工業倶楽部に集まった被保険者は千数百から2,500に及び、その一部は会社重役をつるし上げ、内相、首相、農相の各官邸を回り、内相と首相に面会した。

新聞の中には大々的に報道したところがある。現代と異なり記者が自分の目で見たものを書いたようで、集会の主催者名、議題、議事手順、開催時間、参加人数などについて報道は一致せずマチマチなところがあった。それ故、事態の大凡について各紙の記述から読み取り得たことを摘要する。以下は、2月8日付の主要紙の見出しである。

『東京朝日』「被保険者代表ら保険協会に押しかける・狼狽を極めた重役」『命ばかりはお助け』と悲鳴を挙げた保険屋連」

『大阪朝日』「清浦首相へ直談判」

『東京日日』「婦人もまじって千名押かく・火保協会を皮切りに大臣を虱潰しに訪問」

『大阪毎日』「群集の膝詰談判で首相は玄関で応酬・農相は素気ない返事・東京横浜両市の被保険者大会」

『神戸』「問題解決を迫る被保険者大会・決議を齎して各大臣邸歴訪・聴衆の示威運動行列」「玄関まで出た首相・群衆に演説」

『読売』「死物狂いの保険者協会へ殺到・二分払戻の言質を得て内務農務首相への陳情『昨日の火災被保険者大会』」「被保険者が首相へ決議文を・諸君の意思を尊重すると聞て満足して引き揚ぐ」

『中外商業新報』「激語を口に火保協会へ突貫・人身御供の稲茂登氏支払の言質をとらる」「清浦さん自ら玄関へ出て挨拶・被保険者連政府の意を諒として無事退出」

『萬朝報』「火保協会に出席の重役連遂に鉄拳に見舞はる・長蛇の陣を作って押寄せた被保険者大会の会衆」「内相を訪問して首相官邸へ・玄関に現はれた首相に懇請」「農相の不誠意一同を立

腹さす・再会を期して別る・被保険者に勝利の燭光見ゆ」

#### 午前中の集会

同日付『東京朝日』は、「政変に紛れて一時下火のようになっていた火保支払問題、それを好い事にして会社側はなんら積極的の態度を執ろうとしないので、業を煮やした京浜間の被保険者代表約 700 余名は、6 日の打合せによって 7 日午前 10 時から神田区役所に集合、隊を組んで示威的にまず大蔵省に詰めかけ、蔵相に面会を求めたが不在のために得ず、一同は海上ビルディングの保険協会へと押しかけた」と伝えた。午前中の集会を伝えたのは同紙だけであった。被保険者大会は保険協会を襲撃したのちさらに 4 時 50 分に首相官邸を訪問したと記している。一方、保険協会へ押かけたのは、他紙によれば午後の被保険者大会後のことであった。

#### 被保険者大会

午後 1 時、日本工業倶楽部に「東京横浜火災保険被保険者大会」が開かれ 2,500 名が集まった[『萬朝報』によれば出席者は千数百名]。連合委員長笠原文太郎が開会の辞を兼ねて、「火保会社の無誠意を痛罵した経過報告をなし」、次いで実業組合連合会副会長阿部吾市および麹町総代花崎無能の演説があり、笠原を座長に推して次の決議文を可決した。運動の性格付けとしては、司法による取締りを回避するように配慮しており、中々の知恵者がいたことが推測できる。実際、この後は警察の嚴重な警戒に出会うが、しかし、検束者でさえ数名に過ぎなかった。

- 一、吾人の運動は全く政治的意味なく憲政擁護の運動とは毫も関係なきことを声明す
- 二、吾人の運動は全く生活の要求なるを以て之を阻止せんとするものは人道の公敵なり
- 三、被保険人は火災保険会社に対し保険金支払の訴訟を一斉に提起するを以て緊急且つ必要事と認む
- 四、被保険人は今後一週一回各区において必ず保険デーを定めて目的を達成するまでは会社並に当局に向って間断なく肉薄すること
- 五、保険デーにおいて演説等を催す場合には可成多数互に応援に出張すること
- 六、本問題を解決せざる間は其会社とは誓って保険契約を為さざること
- 七、政府は四囲の事情に鑑み此際断乎として責任支出をなし火災保険問題を解決すべし

#### 保険協会

大会の散会後に被保険者は一斉に海上ビルディングの火災保険協会を襲った。最も多く報道されたのはこの場面であった。大会の際に、決議の「実行方法として」笠原以下委員十数名は、直に火保協会、内相、首相、農相を歴訪して目的貫徹を図ることにした。ところが、「熱心なる聴衆は火保問題の運命は今や関が原となっているから委員にのみ任せられぬと参会者全部が同道すると出張し佐久間（耕）前代議士は『自分がリーダーになるから諸君は続け』と同会場表に勢揃ひ

して『火保問題大会』の立て看板二枚を先頭に長蛇の陣を作り海上ビル<sup>マ</sup>デング階上の火保協会に至った」。

先に火保協会を訪れていた笠原等の委員が協会側の「不誠意」を攻め立てていたところに、後から「被保険者の大衆がなだれ込み」騒ぎが一段と拡大した。

「会社側は依然自力解決を逃げ、ただ政府に1割支払の低資融通云々と答へているので政府が援助せぬ場合会社は如何に処置するかと迫るや、自力で解決する考へだがその額は区々で帝国火災の稲元氏は『自分の会社は1分ない至1分5厘』三菱火災の木村氏は『1分だけ』千代田火災の植松氏は『2分位まで』明治火災の高木氏は『1,2分位だと思ふが適確には云へぬ』と何れも1,2分見当しか、自力では支払へぬと答へなので、被保険者は益す憤慨して遂に会社側の代表は小づき廻されたり、殴打されたり、散々な憂き目にあひ、形勢愈よ悪化した時、急報によりかけ付けた数十名の警官によって会社側代表はからくも裏口から逃げ去った」。

『東京朝日』と『中外商業新報』は、同じ協会内の騒ぎをそれぞれ次のように伝えた。

「折柄同協会では各会社重役の協議会最中だったので、『被保険者が押しかけた!』と聞いて周章狼狽を極め、三階から二階まで一飛びに階段を飛んで、腰を抜かす重役もあり、会議室の隅っこへ逸早く給仕のマントを冠って息を殺してる者あり、千代田火災の植松重役の如きは戸棚へもぐり込んだのを、両足とって引きずり出される等の醜態を演じ」た。14名中…4重役だけが残る。被保険者側は「まず膝詰め談判を始め、飯野、河野の各委員が『もし政府の火保貸付が不可能だったらどうするつもりだ』と迫り、稲茂登氏は『1分2厘!1分2厘!』と叫び、植松氏は『2分』、明治の高木氏も『1分5厘』を約し、木村三菱は『私には今確答が出来ぬ』と言って散々に罵られた。一同は更に会議を開いて、4重役に一々口約を書かせて署名捺印させたが、中には慄えながら書いた人もあった」[『東京朝日』]。

「2時半激昂した被保険者達は『詐欺社会[会社?]をつぶしてしまへ』と激語を口々にして委員を先頭に海上ビル内の火災保険協会を不意に進撃した…そこに居合せた帝国火災の常務取締役稲茂登三郎氏をソレ逃がすなとばかりに引据えて笠原文太郎氏が盛んに激語を浴びせるとこれに和して一同も騒然と怒号するので一時は異様な混乱状態を現出した、との緊急報を得て日比谷署から交通巡査が多数かけつけて警戒をしたが結局稲茂登氏から帝国火災は1分、三菱千代田両会社は2分支払ひをする言質をとって今度は内相官邸へと叫んで引上げかけたが容易に去りかねて居る中に『稲茂登が逃げた』と云ふのでその後を追ふやらけん騒のうづまきをまた更にくりかへされた」[『中外商業新報』]。

#### 内相官邸

被保険者の集団は保険協会から内相官邸に向った。『萬朝報』によれば、集団は「水野内相に面会を求め内相は玄関口に姿を現し一同に挨拶し、笠原氏の朗読した決議を聴き、詳細は委員と井上次官とに会見してくれと体よく引っ込み、委員は応接室で次官と数十分懇談の後『内相は本問



題に対し最善の努力をする』との確答を得て一同に報告した一同もそれを諒とし」た。どうも水野内相はうまく切抜けたようである。

### 首相官邸

被保険者集団は三度隊伍を整えて首相官邸へ赴き首相に面会を求めた。清浦首相は玄関先に現れた。ちなみに『東京朝日』は、「一同はまず玄関前に整列して首相の出席を乞うと、和服姿の首相はおずおず多数の役人に守られて出て来た」と書いている。『読売』によれば、次のように語り「一同満足の意を表し同 5 時半官邸を引上げた」。

「火災保険金支払要求問題に関しては大体被保険者各自と当該保険会社との間に於て協議すべきもので其の方法は全く相互間の自由であるが政府としても本問題に就ては特に注意しこれが円満なる解決を講ずる為め種々調査中であるから具体的方法さえ発見すれば充分援助して双方有利な解決を実行したいと考えて居る然し本問題に対して政府が責任支出を為すという如き事は法規上重大にして軽々に計らい難いから今後何分の措置を以て合法的に諸君の意思を貫徹せしむべく考慮する」。

『萬朝報』もほぼ同じことを伝え、「一同は『ベストを尽されたい』と懇願して夕暮れの街路を寒風に吹かれながら富士見町の農相官邸に向った」。折から 2 月上旬の厳冬期であった。『神戸』も「首相演説に群衆は『判りました』と首相の万歳を連呼して富士見町なる農相官邸に向った」。

### 農相官邸

最後に被保険者が最後に向ったのは農相官邸であった。『萬朝報』によると、官邸は「憲兵警官等が多数物々しく警戒している処へ、被保険者の行列は整々堂々やって来たが、人員は約 500 名に減じていた」。前田農相は玄関口に出て決議文の朗読を聴き、次のように発言した。

「前政府の 1 割支払は 7 つの欠点があって、議会でにぎりつぶされたから欠点のないものでなければ再び議会に出されぬが、欠点のない案はないから火保の問題よりも現政府は復興資金の低利貸出しを策している、火保会社と被保険者は自由に契約したのだから会社側に当るが当然で、政府が相手方ではないからお門違いだ」

この「不親切な答弁に、一同は立腹して騒擾を極めた結果」、十数名と農相が懇談することになった。「一同は約 1 時間もその結果報告を待ち、数度待ちあぐんでは喊声を上げて形勢益不穩を示したが、警戒嚴重で大事を惹き起さなかった」。やがて笠原委員長は「会見の結果、農相としては会社側が自分で解決を図り、その不足額の援助を求めた時、何とか方法を立てるが、未だ会社側に確乎たる決心がついていないので現在では仕様がなし、然し二三日中に会社側をして確定案を出させるつもりだからその後改めて被保険者と会見するとの事であるから今日はこれで解散する」と述べた報告した。一同は満足したのか「万歳を唱へて解散した」。

『萬朝報』紙は、「かく火保問題が今までになく白熱化したのは被保険者が政府や会社に最後の

一戦として乗出したからで、一時悲観した本問題も漸く最後の勝利を得るらしいしよ光を認むるに至ったのである」とこの日を総括した。しかし、これは最初の日にすぎなかった。

#### IV. 結び

大震災から始まって山本内閣を苦しめ続けた火災保険金騒動は、大正 13 年清浦内閣の登場によって新局面を迎えた。前内閣が臨時議会で諮った案、つまり火保会社に対し罹災損害額の 10%相当額を契約者に見舞金として支払うことを求める一方、それに必要な金額を政府が貸付けること、その貸付金の償還は 50 年賦で 2%の低利であること、商法の適用を回避するためいわば簿外処理をさせる一方、株主配当を実施させるという案は、清浦内閣がそのまま踏襲したとしても、到底議会を通過する見込みはなかった。内閣更迭をよき口実に前田農相は、事態が白紙に返ったものと見て、各社で出来得る範囲内の自力出捐を求め、足らざるところを政府が補うという案を作った。1 億 8 千万のうち半額程度は商工業の復旧と一般住宅の再建のため罹災者に低利で貸付ることで罹災被保険者のみの救済措置でないことを印象付けた。こうした案で議会を通過するか否か不確実であったが、ともかく新しい方針を打ち出すことに成功した。

一方、火保業界は、新内閣も前内閣と同様に強い指導力を発揮すると思っていた。なぜなら、見舞金支払は、そもそも前内閣のミスから生じ、それを糊塗するために田農相が強く指導力を発揮してきたからである。しかし、元来一文も払うべきでないという関西側の会社もあったほどで、業界が結束して事に当ることは出来なかった。各務謙吉が連合協会会長であったときでさえそうであった。大正 13 年には各務は住吉の別荘において病氣療養中で不在であり、集団指導体制をとっていたから、新しい動向に対応することが出来なかった。こうして政府が徐々に新方針を打ち出しつつあった期間に、業界はそれを見守っていただけであった。

2 月 7 日の被保険者集団の行動がこうした閉塞状態を一気に打破した。この後、一週間の間において再び被保険者集団の行動が活発化し、政府はそれを抑えることが出来ず、議会解散中であるにも拘らず、問題の解決に当らざるを得なくなった。次号でその間の経緯を負う。

#### 注、および参考文献

- 1) 清浦奎吾 (1850.3.27-1942.11.5)。熊本県生。伯爵。貴族院議員、司法大臣、農商務大臣、枢密院議長を経て第 23 代総理大臣。『フリー百科事典 (ウィキペディア)』による。以下、同じ。
- 2) 前田利定 (1874.12.10-1944.10.2)。加賀前田氏の出。子爵。貴族院議員。加藤友三郎内閣の通信大臣。
- 3) 勝田主計 (1869.10.19-1948.10.10)。愛媛県生。大蔵次官を経て 1916 年寺内内閣の大蔵大臣。田中義一内閣で文部大臣。貴族院議員。『保険銀行時報』[1924.2.13,p.7]「解剖台・火保解決は此三つ・勝田蔵相大気炎」
- 4) 『報知(市内第二版)』[12.12.14]は、「研究会に至っては青木、酒井、前田、八条等の有力者が既に反対意見を洩らしている」と伝え、『夕刊報知』[12.12.16]は「法案が法理的に矛盾し社会政策的に錯誤しているとの見解を一変せしむることが出来ない」から「研究会の空気は該して反対に傾いている」と報じた。
- 5) 『フリー百科事典 (ウィキペディア)』「第 15 回衆議院議員総選挙」および「清浦奎吾」による。

- 6) 松村真一郎（1880.1.2～1963.6.2）。農商務省畜産局長、商務局長、農林次官。のち貴族院議員。秦郁彦編『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』[東京大学出版会,1981]、同『日本官僚制総合事典 1868-2000』[同,2001]。『保険銀行時報』[1924.2.6]「松村商務局長談・火保問題と当局の肚裏・不埒な会社は用捨なく淘汰・火保問題は会社自身で解決せよ」、『大震災火災火保問題解決類末録』[1932]「火災保険問題の解決の要領」
- 7) 『東京日日（市内版）』[13.1.8]「新内閣と火保問題」によると、「かつて田前農相が火保案の審議未了に対して引責辞職した際当面の献策者としてまた立案者たる鶴見商務局長もまた当然道づれとなるべきであると一部に提唱されたのであったがその商務局長を起用し新次官として農相を補佐せしむるに至ったのも保険問題の解決に当らしめよう目的であらうと観測されている」。
- 8) 例えば2月6日の局長会議では、「可なり猛烈に議論出で殊に旧一割案の立案関係者たる鶴見次官は保険会社救済を打切ることが好まぬようであつたらしい」と報じられている[『東京朝日』13.2.7]。